

国際契約に不可欠な英文契約書の 読解・作成を手厚く支援する一冊！

Legal English for Contract

新訂版

法律英語の「カギ」

契約・文書

長谷川俊明 弁護士(長谷川俊明法律事務所代表) 著

A5判・512頁 定価 本体3,800円+税

ここがポイント!日本と海外の契約意識の違い



日本企業

トラブルになった場合、
信頼関係に基づき話し合いで
解決をはかろうとする
傾向がある。

海外企業

トラブルになった場合、
最終的な契約内容に
厳格に従う
傾向がある。

国際契約に携わる法務・総務担当者必読!

- 英文契約の第一人者である長谷川弁護士が企業法務、国際金融取引や国際訴訟を取り扱った経験をもとに法律英語を解説!
- 日本の民法改正にも対応。また、近年増加しているデータ取引契約の注意点も解説!
- 締結したい契約の内容を英文契約書にどのように反映するかという悩みを解決!
- 英文契約書の読解・作成時に使えるチェック・リストを掲載!その他、契約類型ごとの文例など国際契約の実務を支援する内容が充実!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

はしがき
序文

第I部 序論

序章 法律英語・英文契約の入門

- 1 国際法務と英文文書
- 2 英文契約を扱うための基礎知識
- 3 英文契約のスタイル・構成
- 4 英文契約書の用語法と一般条項
- 5 有利な契約締結交渉のためのポイント

第II部 契約

- 1 契約の頭書、前文
- 2 契約の始期と終期
- 3 不可抗力条項
- 4 秘密保持条項
- 5 完全合意条項
- 6 支払いおよび税金に関する条項
- 7 譲渡条項

内容見本

- 8 準拠法条項
- 9 裁判管轄条項
- 10 仲裁条項
- 11 通知、送達代理人に関する条項
- 12 Headings と Severability
- 13 契約の末尾文言と署名

第III部 文書

- 1 保証状(Guarantee) [1]
- 2 保証状(Guarantee) [2]
- 3 委任状(Power of Attorney)
- 4 予備的合意(Letter of Intent)
- 5 売買証書(Bill of Sale)
- 6 標準取引約款(Standard Form Contract)
- 7 公証人(Notary Public)
- 8 Warrant and Warranty
- 9 Instrument と Securities
- 10 Policy と Title

第IV部 契約類型ごとの英文契約のポイント

- 1 リスク管理の対象としての英文契約
- 2 英文契約を扱うための基本
- 3 国際調達と売買契約

- 4 海外販売・代理店契約
- 5 国際合弁・パートナーシップ契約
- 6 M & A と契約
- 7 国際技術移転とライセンス契約
- 8 コンピュータと契約
- 9 秘密保持契約
- 10 データ取引契約
- 11 法律英語と金融

第V部 契約文例ほか

DISTRIBUTORSHIP AGREEMENT (販売店契約)
JOINT VENTURE AGREEMENT (合弁契約)
LICENSE AGREEMENT (ライセンス契約)
SECRECY AGREEMENT (秘密保持契約)
英文契約作成のためのチェックリスト

事項索引

英文契約のカギ

- 契約の表題のカギ
- 譲渡禁止条項のカギ
- 裁判管轄条項のカギ
- フランティ条項のカギ
- 補償条項のカギ
- 秘密保持条項のカギ
- 契約の正本、言語に関する条項のカギ
- 通知条項のカギ
- 個別取引条項のカギ
- 定義条項のカギ

第V部 契約文例ほか

LICENSE AGREEMENT

THIS AGREEMENT is made on this _____th day of _____, 20____ between ABC CO., LTD., a company incorporated under the laws of Japan and whose registered office is situated at _____ Tokyo, Japan (hereinafter "ABC") of the one part and XYZ S. A. a company incorporated under the laws of Spain and whose registered office is situated at _____ (hereinafter "XYZ") of the other part.

WHEREAS, ABC possesses certain technology relating to _____ fabrication and XYZ wishes to be supplied technical services in connection with such ABC's technology,

WHEREAS, ABC is willing to grant such license upon the terms and conditions hereinafter set forth,

NOW IT IS AGREED that for and in consideration of the mutual covenants and obligations, the parties hereto have agreed and do hereby agree as follows:

1. TECHNICAL SERVICES

The technical services which shall be rendered by ABC to XYZ will comprise production know-how and technical information currently held by ABC based on its experience relating to the following products (hereinafter "Products"):

(a) Can body stock of alloys _____,

(b) Can lid stock and tab stock of alloys _____, and _____,

(c) Lithographic sheet stock of alloy _____.

The purpose of the technical services is to introduce or apply ABC's experience and know-how for production of aluminum sheet and plate to XYZ's plant to improve the quality of the products to meet the quality requirement of the market in Spain.

1.2 ABC shall recommend measures to XYZ for solving problems at XYZ's plant or claims from customers which may arise relating to qual-

ライセンス契約

本協定は、20____年____月____日、ABC株式会社(以下「ABC」という)とXYZ S.A. (以下「XYZ」という)の間に締結された。ABCは日本の法律の下で設立され、本店を日本国東京都_____に有する法人であり、XYZは、スペイン国の法律の下で設立され、本店を_____に有する法人である。

しかるに、ABCは_____の要件に関する技術を有しており、XYZは、ABCのかかる技術につき技術援助を受けることを希望しており、また、ABCは、以下に記載する条件に従って当該ライセンスを許諾することを希望するので、

そこで、相互の約束と義務を約因として、本契約の両当事者は次のとおり合意する。

第1条 技術援助

1.1 ABCがXYZに提供する技術援助は、ABCが経験に基づき現在保有している下記の製品(以下「本製品」という)の製造上のノウハウおよび技術情報とする。

(a) _____合金による缶胴材

(b) _____および_____合金による缶蓋ならびにタブ材

(c) _____合金によるリソグラフ用材

技術援助の目的は、スペイン市場における品質上の要求を充足するために製品の品質を向上させるようアルミニウムシートおよびアルミ板につきABCがもっている経験とノウハウをXYZの施設に導入または採用することにある。

1.2 ABCは、本製品をXYZの工場で製造する上で発生する問題点、または顧客からの本製品に対する品質上のクレームを解決するための必要な

英文契約作成のためのチェック・リスト

チェック項目の分類	チェック項目の内容	ページ
契約の形式	作成しようとしている英文契約の形式は何か……トランザクショナルな標準タイプの契約か、それともレター・オブ・インテンションか 作成しようとしている契約は、どのような種類の契約か(売買、譲渡、代理店契約、合弁、保証、その他) 法的拘束力の内容は、予備的合意(LOI)か、予約か、通常の契約か、法律上執行することができるか 標準タイプの英文契約は、捺印証書(deed)の形式で作成されているか	29
全般的な内容	当事者の意図が曖昧でなく、十分に反映されているか 原文と本体部分を含め、契約を取り交わす目的、効力は明確になっているか	30
タイトル	契約のタイトルは、内容を適切に反映しているか agreement or contract の語を用いていくとも、sales deed 「買収証書」のようにより強い「効力をもつ契約書」であることを正しく反映しているか 譲渡部分には、契約締結日や当事者を特定する記載がなされるのが慣行であることを確認しているか 譲渡の日付は正しく表示されているか、当事者が買受の日を譲渡するときはどう記載するか 契約締結日、契約の効力日となるようにしているか、それとも契約行為が完了するまでの規定があるか 当事者の表記は、本所在地(住所)、主要事業の場所、設立準拠法などにつき十分な記載があるか 設立準拠法などについて問題ないか	41
タイムスケジュール	当事者の義務と権利の期限はどのようになっているか、たとえば、債務を負担するものがある場合は、譲渡は共同(joint)か、個別(several)または併発的(joint and several)であるか 当事者のなかに、企業集団(グループ)を契約主体にしている当事者がいないか、その場合、譲渡は、権限行使自由で譲渡はならないか、または保証人が毎年更新して契約前に署名するようにしているか、第三者のためにする契約ではないか	372
譲渡	当事者の義務と権利の期限はどのようになっているか、たとえば、債務を負担するものがある場合は、譲渡は共同(joint)か、個別(several)または併発的(joint and several)であるか 当事者のなかに、企業集団(グループ)を契約主体にしている当事者がいないか、その場合、譲渡は、権限行使自由で譲渡はならないか、または保証人が毎年更新して契約前に署名するようにしているか、第三者のためにする契約ではないか	41

英文契約作成のためのチェック・リスト

・定義条項と関連して、当事者のおきかえ(Licensors, Licenseeなど)が正確で、かつ統一されているか
譲渡条項と関連して、当事者の変更・契約上の地位の譲渡は許されるか、ゆるぎあるとすればどの範囲か
譲渡中に書かれているか、書かれていない場合、どこになるか、譲渡で既成権利を譲渡する必要があるか
よく似た言葉を異なるタイプの契約か
原文として説明事項(whomus clause/rectalia)を置いているか
説明事項には、かつて約因(consideration)の内容である対価の要素があったが、現在契約締結による対価、贈与、目的を有するようになったことを指摘しているか
説明事項において対価の記載をしないことを受けた約因付(= in consideration of)などを書き入れたか
いまだ約因文言だけが残っていることを指摘しているか
売買契約法によって基本法が重要な位置づけの約因原理の下で、とくに英米法系の基本法原則とするときは当該契約法とつづいて約因法を併用するようになっているか
当該契約の本務部はどのような一般条項と契約法に該当する条項から成っているか
当該契約には、よく見られる以下のような一般条項が入っているか
① 契約期間に関する条項(term)
② 契約終了に関する条項(termination)
③ 不可抗力条項(force majeure/act of God)
④ 秘密保持条項(secrecy/confidentiality)
⑤ 完全合意条項(entire agreement/integration)
⑥ 支払いおよび税金に関する条項(payment/tax)
⑦ 譲渡に関する条項(assignment/transfer)
⑧ 準拠法条項(governing law/applicable law)
⑨ 裁判管轄条項(jurisdiction/venue)
⑩ 仲裁条項(arbitration)
⑪ 通知条項(notice)
⑫ 分離条項(severability)
⑬ 独立した条項(handling/capital)
⑭ 一般条項(一般)の内容によって区分けされているか(通常的に一般的なか(国内契約も含めて)一般的なか)

主務部
一般条項
① 契約期間に関する条項(term)
② 契約終了に関する条項(termination)
③ 不可抗力条項(force majeure/act of God)
④ 秘密保持条項(secrecy/confidentiality)
⑤ 完全合意条項(entire agreement/integration)
⑥ 支払いおよび税金に関する条項(payment/tax)
⑦ 譲渡に関する条項(assignment/transfer)
⑧ 準拠法条項(governing law/applicable law)
⑨ 裁判管轄条項(jurisdiction/venue)
⑩ 仲裁条項(arbitration)
⑪ 通知条項(notice)
⑫ 分離条項(severability)
⑬ 独立した条項(handling/capital)
⑭ 一般条項(一般)の内容によって区分けされているか(通常的に一般的なか(国内契約も含めて)一般的なか)

詳細・お申し込みはコチラ
 クレジットカードでもお支払いいただけます

第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

新訂版 法律英語のカギ — 契約・文書 —

●定価4,180円(本体3,800円) [コード066878]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
 また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とのお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
 (いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

機関名 _____ 部署名 _____ □公用 □私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ④ E-mail _____ ④

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスののご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送りく
ださい。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印